

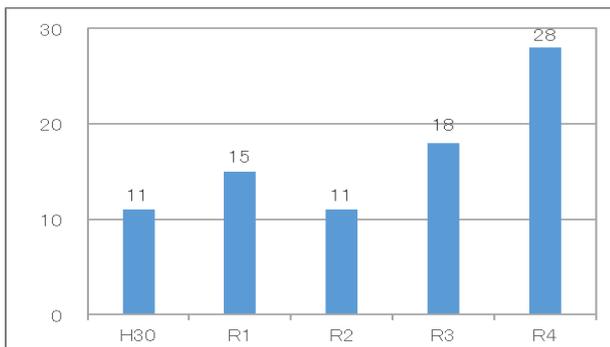
## 美容医療は慎重に検討

「キレイ」になりたい。そう思って受けたはずの美容医療サービス。しかし、性別を問わず、幅広い世代からさまざまなトラブルの相談が寄せられています。

▼二重手術 29,800 円という広告を見た。SNS（交流サイト）の友達登録をすると 5,000 円のクーポン券が発行された。クリニックに出向くと、「29,800 円の施術方法は、あなたの目には適していない。別の施術方法がお薦め」と言われ、高額な契約を勧誘された。（20 代・女性）

▼クリニックで、しわを目立たなくさせるためにボトックス注射の施術を受けた。注射の効果を感じられない。また、注射跡が腫れている。施術前に担当医から腫れることがあると聞いていない。（40 代・女性）

トラブルを避けるためには、広告に出ている「お試し施術」、「月額〇円」などの手軽さや安さを強調した表示だけで判断するのではなく、施術方法、金額、伴うリスクなど事前の情報収集が必要です。高額な施術を勧められたり、即日施術を強引に迫られたりしたとしても安易に契約せず慎重に検討しましょう。



※県内の消費生活相談窓口寄せられた美容医療の相談件数（R4 は 2 月末時点）

また、特定の美容医療サービスについては、契約期間が 1 カ月を超え、契約金額が 50,000 円を超える場合、契約書面を受け取ってから 8 日間以内であればクーリングオフが可能です。クーリングオフ期間を過ぎても途中で解約したい場合は、法律に定める所定の料金を事業者を支払って、中途解約をすることができます。

お困りの際には早めに最寄りの消費生活相談センターにご相談ください。

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話又は面接で受け付けています。

電話：058-277-1003

月～金曜日 8：30～17：00 土曜日 9：00～17：00（電話相談のみ）

消費者ホットライン：☎（局番なし）188番（いやや！）

※188番は、お近くの市町村又は県の相談窓口につながります。